

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

- 大規模小売店舗の変更の届出について意見があった件 四八〇
- 大規模小売店舗立地法により県が意見を述べた件 四八〇
- 道路の区域を変更する件二件 四八〇
- 道路の供用を開始する件 四八二

公 告

- 大規模小売店舗立地法による廃止の届出があった件 四八二
- 福島県病院局 四八二
- 随意契約の相手方を決定した件 四八二

告 示

福島県告示第六百十号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により第六条第一項の変更の届出に係り聴取した意見の概要及び第八条第二項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を令和五年十月三日から同年十一月三日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び福島市総務部総務課市民情報室に備え置いて縦覧に供する。

令和五年十月三日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
ICHHI, SロシナンテMARKET福島西店 福島県福島市八島田字勝口二十七番地の一ほか
- 二 法第八条第一項の規定により福島市から聴取した意見の概要
意見なし。

三 法第八条第二項の規定により述べられた意見の概要
意見書の提出なし

（商業まちづくり課）

福島県告示第六百一十号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第四項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を令和五年十月三日から同年十一月三日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び伊達市産業部商工観光課に備え置いて縦覧に供する。

令和五年十月三日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
みやぎ生活協同組合ふくしま梁川店 福島県伊達市梁川町御八郎十三―一
- 二 法第八条第四項の規定により述べられた県の意見の概要
意見なし。

（商業まちづくり課）

福島県告示第六百一十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、一般国道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県いわき建設事務所（令和五年十月三日から二週間一般の縦覧に供する。令和五年十月三日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前後の別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
		変更前	変更後		
一般国道 三九九号	いわき市平字田町四一 番地先から 同 市平並木の杜六 三番一〇地先まで	一五・〇〇 一三三・〇	一八・六〇 一三三・〇	一六〇・六	一六〇・六

（道路計画課）

福島県告示第六百一十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について

て道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建設事務所で令和五年十月三日から二週間一般の縦覧に供する。
令和五年十月三日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区間	変更前の 変更後	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
県道原町川俣線	相馬郡飯館村草野字車 一 番地先から 同 郡同 村深谷字深 谷前二四番地先まで	変更前	A 七・四〇 B 八六・〇〇 C 一一・四〇 D 八六・〇〇	二二、四六七・二二 二二、四九二・一一 一八九・一一
		変更後	A 七・四〇 B 八六・〇〇 C 一一・四〇 D 八六・〇〇	二二、四六七・二二 二二、四九二・一一

(道路計画課)

福島県告示第六百十四号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建設事務所で令和五年十月三日から二週間一般の縦覧に供する。
令和五年十月三日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道原町川俣線	相馬郡飯館村深谷字二本木前二六	令和五年一〇月三日

番地先から
同 郡同 村深谷字深谷前二四番
地先まで

(道路計画課)

公 告

公告第九十号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第五項の規定により、大規模小売店舗の廃止について次のとおり届出があった。
令和五年十月三日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
ショッピングモルフエスタ 福島県郡山市日和田町字小原一番地
- 二 大規模小売店舗内の廃止前の店舗面積の合計
二万六千六百七十七平方メートル
- 三 大規模小売店舗内の廃止後の店舗面積の合計
四百平方メートル
- 四 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が千平方メートル以下となる日
令和五年九月一日
- 五 届出年月日
令和五年九月十五日
- 六 届出をした者
株式会社日和田ショッピングモール
イオン東北株式会社

(商業まちなづくり課)

福島県病院局

公告第4号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける福島県立ふくしま医療センター
こころの杜の電気供給業務について、次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地
方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372
号。以下「特例政令」という。）第12条及び福島県病院局財務規程（平成16年福島県病
院局管理規程第5号）第229条第1項の規定により公告する。

令和5年10月3日

福島県病院事業管理者 阿部正文

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
福島県立ふくしま医療センターこころの杜の電気供給業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
福島県病院局病院経営課 福島県福島市中町8番2号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和5年8月17日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
東北電力株式会社 宮城県仙台市青葉区本町一丁目7番1号
- 5 随意契約に係る金額
53,181,876円（予定使用電力量 2,052,600kWh）
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約とすることとした理由
特例政令第11条第1項各号列記以外の部分（地方公営企業法施行令（昭和27年政令
第403号）第21条の14第1項第8号）該当

（病院経営課）